

## 「指定通所介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(岐阜県指定 第2170401463号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◇◆目次◆◇

2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 苦情の受付について（契約書第20条参照）	6
7. 衛生管理等	6
8. 業務継続計画の策定等	7
9. 職員の研修受講について	7
10. 虐待防止に関する事項	7
11. 個人情報の保護	7

## 1. 事業者

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名   | 医療法人社団 丹菊整形外科     |
| (2) 法人所在地 | 岐阜県羽島市小熊町島2丁目78-1 |
| (3) 電話番号  | 058-391-1411      |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 矢島 弘毅         |
| (5) 設立年月  | 平成7年6月1日          |

## 2. 事業所の概要

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定通所介護事業所<br>令和2年11月1日指定 岐阜県2170401463号<br>※当事業所は、以下の加算対象サービスを実施しています。<br>①個別機能訓練加算Ⅱ、②個別機能訓練加算Ⅰ ③個別機能訓練加算Ⅱ<br>④科学的介護推進体制加算⑤入浴介助加算Ⅰ⑥入浴介助加算Ⅱ ⑦生活機能 |
|------------|--|

向上連携加算Ⅱ ⑧口腔機能向上加算Ⅰ ⑨ADL維持等加算Ⅰ ⑩ADL維持等加算Ⅱ ⑪サービス提供体制加算Ⅰ ⑫介護職員処遇改善加算Ⅰ

- (2) 事業所の目的 要介護状態にある利用者に、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るよう適正な通所介護を提供します。
- (3) 事業所の名称 デイサービスセンター たんぎく
- (4) 事業所の所在地 岐阜県羽島市小熊町島2丁目64
- (5) 電話番号 058-391-6091
- (6) 管理者氏名 矢島 弘毅
- (7) 当事業所の運営方針 主治医の指示により、利用者に必要な生活指導、日常動作訓練、入浴、食事のサービスを行うことにより、心身の機能の維持回復を図ります。
- (8) 開設年月 平成13年2月1日
- (9) 利用定員 35人
- (10) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

[通所リハビリ]	平成24年1月1日指定	岐阜県2110400765号
[予防通所リハビリ]	平成24年1月1日指定	岐阜県2110400765号
[訪問看護]	平成12年4月1日指定	岐阜県2110400765号
[訪問リハビリ]	平成21年4月1日指定	岐阜県2110400765号
[居宅介護支援事業]	平成11年9月3日指定	岐阜県2170400093号

### 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 羽島市、安八郡輪之内町大藪地区、海津市平田町、岐阜市（県道154号線から南・県道1号線から西）、その他の地域は要相談とする
- (2) 営業日及び営業時間

休業日	日曜日・お盆8/15を含む2日間・12/30から1/3まで
受付時間	月～土 8時15分～17時15分（祝日含む）
サービス提供時間	月～土 9時10分～16時15分（祝日含む）

### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービス及び指定介護予防通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	職員数	指定基準
1. 管理者	1名	名
2. 介護職員	10名	5名
3. 生活指導員	3名	2名
4. 看護職員	2名	1名
5. 機能訓練指導員	2名	1名

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間 8：15～17：15 原則として5名以上の介護職員が勤務します。
2. 看護職員	勤務時間 8：15～17：15 原則として1名以上の看護職員が勤務します。
3. 機能訓練指導員	勤務時間 8：15～17：15 原則として1名以上の機能訓練指導員が勤務します。

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合  
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）\*

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割もしくは8割、7割）が介護保険から給付されます。

☆加算対象サービスについては利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、居宅サービス計画に沿い、事業所と利用者で協議したうえで通所介護計画に定めます。

### <サービスの概要>

#### ☆共通のサービス

##### ① 食事の介助（ただし、食事の提供にかかる費用は別途お支払いいただきます。）

- ・ 食事の準備、介助を行います。
- ・ 当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ お弁当をご持参いただくことも可能です。その場合には、あらかじめ事業所に申し出て下さい。

（食事時間）12：15～12：45

##### ② 排泄

- ・ ご契約者の排泄の介助を行います。

##### ③ 送迎

- ・ ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

#### ☆加算対象サービス

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には、加算額の1割～3割を追加料金としてご負担いただきます。

##### ① 個別機能訓練加算 I 2

- ・ 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、理学療法士等が共同して、ご契約者の生活機能向上に資するよう、ご契約者の心身の状況に重視した、個別機能訓練計画を作成し、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
- ・ ご契約者の居宅を当施設の機能訓練指導員が3ヶ月に1度訪問し、適切な検査を行い個別機能

訓練の計画書を作成及び見直しを行います。

- ・機能訓練指導員を専従2名以上、配置する。

② 個別機能訓練加算Ⅰ 1

- ・機能訓練指導員を専従1名配置する。
- ・個別機能訓練Ⅰ 2の人員基準が満たせない場合に算定します。

※個別機能訓練Ⅰ 2、個別機能訓練Ⅰ 1の算定につきましては事前にお知らせします。

③ 個別機能訓練加算Ⅱ

- ・計画等の情報を厚生労働省にLIFEを活用して提出し、フィードバックを受けて利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成、計画に基づく個別機能訓練の実施、評価、評価結果を踏まえた計画の見直しや改善の一連の流れによりサービスの質の管理をします。

④ 科学的介護推進体制加算

- ・科学的介護の理解と浸透を図る観点から利用者に係る提出情報のデータをLIFEへ提出してフィードバックを受けそれらに基づき事業所の特性やケアの在り方等を検証し、利用者のケアプランや計画に反映させ、計画、実行、評価、改善とケアの質の向上を目指します。

⑤ 入浴介助加算Ⅰ

- ・入浴又は清拭を行います。歩行が困難な方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

⑥ 入浴介助加算Ⅱ

- ・自宅で入浴の自立を図るため、個別入浴計画に基づき個浴その他、利用者の居宅に近い環境で、入浴介助を行う。

⑦ 生活機能向上連携加算Ⅱ 2

- ・外部との連携により、利用者身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画書を作成します。

⑧ 口腔機能向上加算Ⅰ

- ・看護師等により、ご契約者の口腔機能の状態に応じて、口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔清潔、摂食・嚥下機能の向上等を図るためのサービスを実施します。

⑨ ADL 維持等加算Ⅰ

- ・全利用者を対象としてバーセルインデックスを実施し、ADL 値を測定し、評価対象者の平均利得の値が1以上で算定。

⑩ ADL 維持等加算Ⅱ

- ・全利用者を対象としてバーセルインデックスを実施し、ADL 値を測定し、評価対象者の平均利得の値が3以上で算定。

⑪ サービス提供体制加算Ⅰ

- ・当施設の介護職員の70%以上が介護福祉士の資格を取得しているもしくは、勤続10年以上の介護福祉士が25%以上で加算の対象となります。

⑪ 介護職員処遇改善加算Ⅰ

- ・介護保険制度に基づき加算の対象となります。

☆ 減算対象

通所介護送迎減算…利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合に減算とする。

※上記のサービス料金は別紙参照とする。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。（下記（２）②参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

#### （２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条、第６条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

##### ＜サービスの概要と利用料金＞

#### ①介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービスの利用

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

#### ②食事の提供にかかる費用

ご契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。

料金：食材費 1 回あたり 600 円 喫茶代 100 円

#### ③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代：自費（持参）

#### ④通常の事業の実施地域を超えて行う送迎に要する費用

一 事業所から片道概ね	10キロ未満	200円
二 事業所から片道概ね	10キロ以上	400円

#### ⑤通常の時間を超え通所介護を受ける場合 1 時間あたり 1,500円

#### （３）利用料金のお支払い方法（契約書第６条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求します。（1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

当事業者は利用者に対し、毎月 15 日までに請求書を作成し、提示します。個人負担金は預金口座振替払いをご利用ください。

#### （４）利用の中止、変更、追加（契約書第７条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料 ※ ただし、月曜利用の場合は土曜日までに 年末年始・お盆に関しては連休の前日までに
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	一律 800円

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

## 6. 苦情の受付について（契約書第 20 条参照）

### （1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 生活相談員

○受付時間 月～土 8：30～17：00

### （2）行政機関その他苦情受付機関

羽島市役所高齢福祉課	所在地 岐阜県羽島市竹鼻町55 電話番号 058-392-9932 FAX 058-394-0025 受付時間 平日 8：30～17：15まで
岐阜市役所高齢福祉課	所在地 岐阜県岐阜市今沢町18番地 電話番号 058-265-4141（内線2132） 受付時間 平日 8：45～17：30まで
輪之内町役場高齢福祉課	所在地 岐阜県安八郡輪之内町四郷2530-1 電話番号 0584-69-3111 FAX 0584-69-3119 受付時間 平日 8：30～17：15まで
海津市役所高齢介護課	所在地 岐阜県海津市海津町高須515 電話番号 0584-53-1145 受付時間 平日 8：30～17：15まで
岐阜県 国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情対応係	所在地 岐阜県岐阜市藪田南 県シンクタンク5階 電話番号 058-275-9826 受付時間 平日 9：00～17：00まで
岐阜県社会福祉協議会	所在地 岐阜県下奈良2丁目2番地7号 岐阜県福祉農業会館6階 電話番号 058-278-5136 受付時間 平日 9：00～17：00まで

## 7. 衛生管理等

（1）当事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

（2）当事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

三 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

を定期的を実施する。

## 8. 業務継続計画の策定等

(1) 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔第一通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(2) 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施するものとする。

(3) 当事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 9. 職員の研修受講について

当事業所は、介護職無資格者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。

## 10. 虐待防止に関する事項

(1) 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ・ 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ・ 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ・ その他虐待防止のために必要な措置

(2) 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 11. 個人情報の保護

(1) 当事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

(2) 当事業所が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。